

## 第7章

# 様々な事業の中でエンパワーメントできた 団体・関係機関との連携を通して

貝原己代子

### 1 専業主婦そして母として奮闘

1972年に結婚。夫は公務員で、家は代々の古い農家です。家庭、地域の中で専業主婦の立場は嫁・妻・母などの役割を求められて、近隣、親類付き合いなどは古い慣習が残っている環境でした。

長女が4～5歳になった1970年代半ば、子育てに行き詰まった母親がマンションのベランダから幼い子どもを放り投げる事件も発生している時に、孤立しているママたちのために岡山市の保健師さんからの呼びかけで「岡山市母子クラブ」を創設することになり、その世話人となりました。社会デビューの第一歩です。「地域の公民館や公園に集まり子育てについて悩みや楽しみを共有しましょう」と、仲間と手作りのチラシを作り、岡山市内を子ども二人を自転車の前後ろに乗せ遊び道具も積んで東奔西走しました。その後、1979年、長女が幼稚園に入園、小学校に入学など子どもの成長と共に私の活動はPTA活動に変わり、教育現場との連携で母親としての役割が強くなっていきます。学校の給食などから子どもたちの食の安全を考えるようになり、その頃「食の安全」をテーマに事業をしていた「おかやまコープ」の運営委員会にも関わりました。「添加物」の問題や生活環境の「水」について学ぶと共に、牛乳パックのリサイクル運動にも関わっています。牛乳パックのり

サイクル商品の開発には職員と共に製造工場に交渉に行き、今ではお馴染みの「コアノンロール」の名称のトイレットペーパーの誕生に漕ぎ着けました。商品が「おかやまコープ」の第一号店の棚に並んだ時の感激は特別なものでした。私のボランティア市民活動のスタートです。

その頃、3人の子育て中でしたが、長女が小学校6年になった時、登校はするがなぜか途中で帰ってくるようになりました。理由を聞くと先生や友人との関係で、娘は悪くないのに娘だけが怒られた、と。担任の先生と面談もしたのですがちょっとしたトラブルはあったがとの話だけで特別な対応もなく、その後の長女の小学校生活は楽しいものではなかった様子でした。

その頃は、下の2人の子どもの子育てと共に母親としての悩める日々を過ごしていました。楽しく子育てをしたいと思い、母子クラブの時に知っていた児童相談所に相談に行きました。しかし、学校のこと、家庭での子どもの様子など話した後の相談員からの答えは「子どもの問題は学校や友人など周りの影響でなく、お母さん自身の問題です」と言われて傷ついて帰ったのです。そんな中で、母親としての私の問題を考えた時に、私の子育ては、子どもの気持ちを大切にするのではなく、世間での評価を気にして私の中での良い子に育てるために周りに気を遣いビクビクしながら生活の全てを費やしていた子育てだと気づきました。少し自分の時間を持つとテニスに通ったり手芸に取り組んだりしましたが、ビクビク感やモヤモヤ感は消えません。

## 2 「岡山女性フォーラム」との出逢いがスタート

独身の時からの茶道を通じての友人から誘われ、女性問題を女性学として捉えて学び行動する民間団体「女性フォーラム」に入会して、職場でのキャリアをもちながらも女性だからと理不尽な対応に遭っている先輩の会員との出会いがありました。そこで、女性政策や行政の施策、男性中心の社会の仕組みを学び、調査研究をする活動をしていました。その活動は、私が悩んでいたビクビク感やモヤモヤ感などはジェンダーに固執していたのだという

## II 実践の展開

気づきになったのです。そして、ジェンダーに捉われている問題を女性学として論理的に整理していくことを学びました。その学びは、私の中で社会問題解決に向けて行動、実践する力になっていったのです。

このグループは現在、市民への啓発活動を主な活動にしています。私は、啓発でなく解決行動が重要と考えて、このグループから独立し、私の目指す事業に専念することにして後述する「NPO法人 さんかくナビ」を立ち上げて行く機会となった一つの活動でした。

### 3 「'97日本女性会議in岡山」の事業部長に立候補、就任して変身

国連の女性差別撤廃条約に基づく世界女性会議が5年に1回開催されています。1995年、第4回の会議がアジアでは初めて北京で開催され、各国から参加した民間団体のメンバーがロビー活動をしている世界女性会議でした。「岡山女性フォーラム」のメンバーも含めて岡山県からも20余名の女性が参加していますが、私は参加できませんでした。その時に採択された「北京会議行動綱領」は、私にとって国や地域レベルで考えていた私たちの身近な問題をグローバルな視点で考える機会となり、女性が抱える問題が個人の問題ではなく社会の問題であると気づいたのです。この行動綱領12項目は今も私の活動の指針となっています。

同年の秋に、岡山県では女性問題を考える県民の研修として先進的な活動をしている県外の地へ県民を派遣する事業が立ち上がり、県内の各団体から推薦された40余名のメンバーによる「岡山県女性のパス」が組織されました。私は岡山女性フォーラムの仲間を押されてメンバーとなり、団長を担ったのです。大阪府吹田市の民間団体、和歌山県岸和田市の公民館などでの交流会は、足元だけを見ていた自分の活動を全国レベルで考える機会へ広げてくれました。先進的な活動をしている県外の人たちとのネットワーク作りができ、岡山県男女共同参画の行政部署や北京行動綱領の実践を目指す全国の女性たちと繋がりが自分の力でできたのです。

同じ頃の1995年、内閣府の支援で岡山市が「日本女性会議」を2年後に開催することに決まり、岡山市内で活動する民間団体のメンバーから大会の実行委員の募集があり、100余名からなる実行委員会が発足しました。事業部・分科会部・庶務部・広報部などが組織され、私は事業部長に立候補し、就任。20名ほどの事業部のメンバーと様々な企画に取組み、企画のテーマとして中心に据えたのは北京女性会議の12の行動綱領項目です。

基調講演は、その頃に活発な女性として馴染のあった田嶋陽子さんが登壇、「これまでの女たちの人生はみんな同じショートケーキ型の人生。これからは一人ひとりが一本の木になるツリー型人生を目指す。一人ひとりが限りなく個になること、自分らしさを持った生き方が真の男女共同参画社会だ」との言葉が印象に残っています。

まとめのシンポジウムに登壇していただくための打ち合わせに、私たちは東大の赤門をめぐり上野千鶴子さんの研究室を訪れました。上野さんは「あらゆる学問は男の視点の学問であるが、今後は女性の視点で学問を捉える。それが女性学の基本です」と教えてくれました。この視点は、今の私の行動理念となり、後輩の女性たちにも伝えていきます。もう一人の登壇者の船橋邦子さんとはスケジュールが合わず、新大阪駅の改札口で数分の顔合わせとなりました。船橋さんからは、市民が講師交渉の段階から関わって行う手作りの大会への期待が寄せられました。

テーマや内容はもとより予算までも市民実行委員会に明らかにされていたので、講師の選定から講演の内容、講師料、講師との交渉に至るまで、私たち実行委員で時間をかけて取り組んだ経験は、その後の活動でも財政的な責任を持ち事業を企画し運営していく力をつけてくれたので、後に、私の経営エンパワーメントの機会となりました。全体会では、「男女共同参画社会の理念である自分らしく生きるためには、女性たちは地域活動から女性議員としての政治参画が重要。行政と女性市民との協働が、社会を動かす女性たちのエンパワーメントとなる」と締めくくられました。

さらに、私たちが今の女性問題を考える時には、岡山の地で女性の地位を

## II 実践の展開

獲得してきた先人の女性たちの歴史から学ぶことも重要であると考えました。そこで、女性史研究の活動をしている団体から資料を提供していただき、私たちの目線で先駆者のパネルを作成して展示会もしました。この学びは、女性史を振り返りながら女性問題を考えることの大切さを考えるようになり、今の私の活動に根づいています。実行委員会で培ったその時のメンバーとのネットワークは、各団体間でそれを活かし、互いに講師となって研修会に取り組むというセミナーの企画運営力ともなりました。

岡山市の全額予算でありながら市民主体で運営する実行委員会組織の大会運営は、岡山市としては初めての取り組みであったので、様々な点で担当課や議会との軋轢があったのです。例えば、市のこれまでの慣習から実行委員長は市が組織する「婦人問題懇話会」の委員長をとる要請がありましたが、私たちの意見で市民団体が実践活動しているメンバー数人を立候補にたてて選挙で実行委員長を選ぶやり方に変えました。

もう一つの例は、岡山市が開催する大会に「女性への暴力」をテーマに取り上げることへの行政側からの反対があったことです。その頃「女兒・女性への暴力」は国際的にも北京女性会議行動綱領で初めて出てきた事項で、地方自治体がこの問題に追いついていない実情があったのです。事業部長として私は、市民団体が活動の目標としてきた「女性の人權の尊重」とはどういうことなのかについて理論武装し、北京会議に参加した女性の市議会議員と力を合わせて市議会を乗り切り、「女性への暴力」のテーマ部会の実施にこぎ着けました。

「'97日本女性会議in岡山」の大会でこの他にも様々なテーマや内容についても行政側と実行委員会で何度も何度も協議したことや市議会でも何度も取り上げられました。このことに対する事業部長としての対応の経験が、今の私の「NPO法人 さんかくナビ」の事業発足から運営の力になっています。

1年半の市民で組織する実行委員会の準備を経て、北京行動綱領の項目を分科会のテーマにしたこの大会はこれまでの大会の3倍を超える3,000人の参加者を集めました。基本会場である2,000人収容のシンフォニーホールか

ら全体会の様子を写した映像を別の会場へ飛ばしての開催となるほどの大盛況でした。関心のある人、参加者を制限しない・拒まないこの方法もその頃には珍しいことです。

「'97岡山アピール」の内容は次の通りです。①男女平等教育を進めよう、②女性の健康を保証する法律をつくろう、③女性への暴力は人権侵害です、④ILO条約の批准を、⑤政策・方針決定への女性の参画を、⑥高齢になっても暮らしやすい社会を、⑦多様な表現で女をアピールしよう。

この大会を終えて岡山市から出された提案は、「この大会の成果を活かして女性団体を組織化する」でした。私たちは、この大会のためにネットワークを活かして各団体・個人の持つ力を出しきってきたので、今後はそれぞれ民間の自立した立場として活動を続けていきたいと主張し、結局、市側が提案した女性団体の組織化にはなりませんでした。

しかし、日本女性会議を受けて岡山市が設立した「岡山市男女共同参画推進センター（以下、さんかく岡山）」では、私たちは新たに市民で実行委員会を組織し、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（以下、さんかく条例）作成や同行動計画作成、条例普及活動等の活動にはそれぞれの立場で深く関わりました。このように既存の組織でなくて、市民がテーマごとにリーダーとなって新たに実行委員会を組んで事業を実施していくことが、私たちのエンパワーメントする成果となったのです。

#### 4 意思決定の場に女性を！ 女性議員を地方議会に送り込み

1995年北京会議行動綱領を受けて女性の意思決定の場への参画の重要性から、「'99年女性を議会へキャンペーン」のネットワークが国内で発足しました。私は、中四国地域の責任者の一人として関わります。

実践活動のひとつとして「'97日本女性会議in岡山」で「女性と政治参画」の分科会に関わった県内外のメンバーとともに、地域の議会に女性議員を増やすセミナー「女性を議会に！バックアップスクール・おかやま」を開講し

## II 実践の展開

ました。主に毎日の生活の中から見えてくる問題、介護・労働・社会政策などをテーマにし、他地域のネットワークのメンバーからアドバイスを受けてプログラム内容を組みました。受講料10,000円の募集でしたが、自らお金を払ってまで学ぶ人がいるのかと不安でした。そこで、女性会議の開催時に連携ができていた弁護士や専門的な関係団体などへ協力を呼びかけるなど、ネットワークを活かして受講生を集めたのです。結果は、県外からも含めて30余名の受講者が集まり、女性たちの政治参画への関心が強いので女性議員が増える手ごたえを感じました。「楽しくやろうよ！政治参画」「女性が増えれば議会が変わる」など楽しいキャッチフレーズとしました。

内容は現場で活動している身近な人や専門的な講師などを織り交ぜたもので、10回の講座を開きました。プログラム（テーマ）は次のとおりです。

- ①楽しくやろうよ！政治参画、②女性議員に聞く一女の目でみた県政市政、③女と男の21世紀、④国連女性の地位委員会のホットな情報、⑤もっと知りたい、女性政策、⑥討論 わたしたちが創る女性プラン、⑦ジェンダーの視点で政策を見れば、⑧教育・環境を考える、⑨ディベート・模擬委員会・ワークショップ・福祉政策を考える、⑩私たちが主役のまちづくり、⑪ロビーイング、初めの一步、⑫組織の中で自分らしく生きる、⑬政治はやっぱりおもしろい、⑭立候補から当選まで、⑮始めなければ始まらない、⑯パネルディスカッション「女性を議会へ！」

同時期に地方議会の選挙が県内の至るところで始まりました。バックアップスクールのもう一つの活動として、女性の立候補者の応援があります。宣伝カーを調達し、講座生の中から応援部隊を募り選挙地に出向き、街頭に立ち、マイクを握って頑張りました。「女性を議会に送って、毎日の生活の中で変だな、おかしいな、辛い等の問題を議会で取り上げてもらいましょう！女性を議会へ」などのメッセージを、誰もいない辻や山や田んぼに向かって声をかけ続けました。この声は家の中で女性たちが聞いているという信念を持っていたのです。その結果、県外の受講者は当選、県内は受講者も含めて40人が立候補して32人が当選。岡山市では10人が立候補して7人の当選で、

女性議員急増の快挙でした。女性議員は力をつけて今も頑張っています。

## 5 岡山市男女共同参画条例・行動計画策定に参画

1999年、国では「男女共同参画社会の形成のための法律」が制定されたのです。地方自治体でも男女共同参画社会を推進するための拠点の整備、ならびに条例の策定が求められていました。

その頃、全国的なネットワークで活動してきた「女性を議会にキャンペーン」の関西地区のメンバーから、大阪府のドーンセンターで条例策定の学習会を開催していますよとの呼びかけがありました。私は、バックアップスクールと一緒に運営してきたメンバーと共に、ひと月に数回、木曜日の夕方からの学習会に大阪まで出かけました。条例なんて無知に等しい2人でしたが、その時に「参画条例はむずかしいことではない。毎日の生活の中で女性が抱えている具体的な問題を地方の議会で解決するために作るのだ」と言われて、気負っていた私たちも少し気が楽になったのを覚えています。

秋には、「さんかく条例」策定にむけて岡山市と市民の協働事業として「さんかく条例の市民案研究グループ」のメンバー募集が「さんかく岡山」の登録団体に呼びかけがあり、当時所属していた「岡山女性フォーラム」の会員として私も参加しました。私のこれまでの活動の実績から「さんかく岡山条例研究グループ」の委員長の役割を担うことになったのです。

この条例研究グループは「市民案づくり」ですから、本来の市が策定する条例にどう生かすかの手腕が課題の一つでした。政策作りには全くの素人ですから国の「男女共同参画社会基本法」を基に、私たちの街で作る条例案作りに基本理念から協議を開始しました。「自分らしい生き方とは?」「～らしさとは・・・」などやさしい言葉から論議して「人それぞれで違うよね」とか「～らしさ・・・を守るのは難しい」などと議論したことを覚えています。全国に先駆けての岡山市の条例策定でしたから、市民案についても法律でまかなえない問題（網目から外れている問題）を地方自治の中でしっかり取り上げ



## II 実践の展開

られたらと担当課の職員のアドバイスをいただきながら協議を深めました。

特に、前文には、岡山市の文化と環境の中から生み出された性別にとらわれず自立した生き方を築こうとした先人の歴史を踏まえて現在の条例策定に至ったことの意義などを長文で記述しました。また、男女共同参画社会の形成に向けての責任を担う「責務」には、これまでの通常の「市の責務」「市民の責務」「事業者の責務」に加えて「教育の責務」を入れました。

条例第7条「教育の責務」は、人権の問題は幼い時からの家庭教育の大切さや、公的な組織での人権教育などを行政が責任を担う重要性をあげました。その後、岡山市の教育現場では、様々なプログラムで「男女平等学習」が実施されています。私も、その後のDV被害者支援活動（特にデートDV）に関して学校に出向き講演する機会を得ています。さんかく条例第3章も根拠にしながら、学校内でもDV被害者の子どもが守られているのを実感しています。

条例の特色としては、主に女性の人権が阻害されている要因にDVを挙げたこと、配偶者を事実婚を含むことにしたことなどで、これは国に先駆けての条項となっています。そのためにも、第3章を立てて男女共同参画社会を阻害する要因の解消の施策をあげています。

全体30条の内の7つの条項を第3章が占めています。条項の1つにはDV法（略称）では盛り込められてなかったDV被害者の緊急一時保護を行う項も盛り込んでいます。この項は、条例を研究する中で出会った被害当事者の叫びからの条文となりました。こうして、市民研究グループが日常生活の中で捉えた課題を挙げ、解決に向けて効用がある条文にと、一つひとつ丁寧に作り上げました。

丁寧に議論を積み上げてきた条文を条例の決定機関である市議会の理解を求めるために、第4回北京女性会議で学んだロビー活動の効果を活用することにしました。条例研究の節目ごとに、条項を持って市議会の議員控室を回って説明し、議員一人ひとりに理解を求め、男性議員からの意見もいただきました。

市民に向けては、男女共同参画条例の必要性について啓発活動も行うために、市民参画で条例を策定した先進地域のリーダーを招いたシンポジウムや市民の声を聴く会を市民活動の拠点となっている公民館を会場に持ち回りで開催したのです。

条例策定の専門機関である「岡山市男女共同参画専門委員会」の条例案と市民案とを交えて策定した「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」は平成19年2月議会にかけられ4月から施行されました。全国でも先駆けての策定で、市議会でも大きな反対議論もなく成立したのは、これまでの議員控室周りのロビーイングの効果があったのだと自負しています。

エンパワーした私たちは再び、「さんかく条例」策定に関わった条例研究グループが中心になって、「岡山市男女共同参画社会基本計画（以下「さんかくプラン」）」の策定にも関わりました。行動計画は来年第4回目の改定を迎えます。現在の私は、岡山市の男女共同参画専門委員会委員として、市民が作成した行動プラン等男女共同参画の形成に関する基本的・総合的な施策に関する事項について、関係者に対し説明を求め是正の措置をとるよう勧告できる側で、女性の人権を守る立場からの意見を述べ続けています。

## 6 条例案・プランづくりから再び挑戦

国では1999年の「男女共同参画社会基本法」に続いて、2000年に「DV被害者保護法」が制定されました。岡山市では、DV被害者支援研究グループを発足させ、DV被害者の保護のために必要な支援を積極的に取り組める具体的な施策案づくりが始まりました。私は積極的にこのグループ活動に関わっています。

成果の一つは、さんかく条例の特徴である「DV被害者の緊急保護」に向けて、安全で安心できる搬送の確保の実現について、さんかく条例第6条（事業者の責務）を根拠に、民間のタクシー業者と岡山市との業務提携を促しそれを実現させたことでした。さんかく条例第26条（職務関係者の義務等）に

## II 実践の展開

より、この事業に関わるタクシーの運転手に対し、知り得た秘密の保護やDVの特性等に関する理解を深めるための研修を実施しています。

「男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」と「DV被害者支援計画」が策定された後、私が次に大事だと考えたのは、市の関係する各課の幹部職員に条例やプランの理念を理解をしてもらうための研修機会の提供です。その時の市長のネットワークにより、その時の法務大臣南野恵美子さんを岡山市庁舎内に招き講話をお願いしました。また、研究グループのメンバーはDV被害者支援計画についてプレゼンをしました。国と岡山市、市民が一堂に集まり「男女共同参画社会の形成」に向けて意志統一できたことは、感慨深いものがあります。

この経過のなかで、私は、これまでの情報より、生死をさまよう深刻な実情をDV被害当事者の方々から聞くことができました。夫の暴力から子どもを連れてやっとの思いで相談窓口に行ってもタライ回しにされて必要な支援が受けられず、逃げ隠れするうちに夫の元に連れ戻される等の実情を知ったのです。そこで、この「DV防止条例」を根拠に、DV被害者支援のための関係機関を繋ぐ役割を民間で担おうと、2001年に「DV被害者支援システムをつなぐ会」を立ち上げることになったのです。この団体には、市民だけでなく条例策定に私たちと一緒に関わった女性議員もメンバーとなりました。

### 7 女性への人権侵害「DV」の防止対応策の取組みに踏み出す

志を同じくする仲間たちと、「DV防止サポートシステムをつなぐ会」を立ち上げ活動を開始し、1年後に代表になりました。

この会の最初の大きな事業は2004年11月～12月末にかけての調査です。暴力を受けた女性が訪れる最初の窓口は医療機関であること、さらにDV被害者であることが早期に発見される可能性が高い機関であること、また、相談機関よりも気軽に訪れやすいとの被害者等からの情報により、医療関係機関と行政の相談窓口・支援機関との連携などを軸としたDV被害者支援シス

テムを作ることが急務の課題であると気づきました。そのために、医療機関を対象に調査研究に取り組み、受診者だけではなく、医療機関で働く人たちもDVの被害者がいたのが驚きでした。

2000年に「第7回全国シェルターシンポジウム鳥取in米子」に参加し、DV施策の先進国であるアメリカの進んだ医療機関の被害者支援システムを学んだのもシステムをつなぐ会発足のきっかけとなっていたのです。

調査の目的は三つ。①岡山県内の医療機関等を受診したDV被害者の実態を知る、②医療、保健関係者のDV被害者への対応の実態を知る、③調査に取り組む過程で医療関係者との連携を密にしDV被害者支援者全体の連携を図る、です。

調査方法は、岡山県内の医療・保健関係者2,000名（医師、歯科医師1,000名、看護職1,000名）対象に、アンケート用紙を関係部署を通じて配布し回収しました。

岡山県医師会、岡山県保健医協会、岡山県看護協会を通じて配布をしたのですが、市民団体のDV被害者の実態調査であるためスムーズには受けてもらえませんでした。今までに培ったネットワークを活用しました。女性議員の応援で一声かけて、各団体の窓口に出向きました。「さんかく条例」の策定過程で見えてきた課題などの趣旨説明とDV被害者支援団体との連携のお願いを含めて依頼に行ったのですが、対応は様々でした。私にとってはこれまでは行政との連携による協働事業でしたが、今回は専門的な民間機関・団体との連携事業へのスタートとなり、今回の交渉ノウハウはその後の活動する上での私のエンパワメントとなりました。

## 8 NPO法人さんかくナビの発足、理事長として

男女共同参画社会の実現に向けて、調査研究・啓発事業等に取り組んできた経過の中で、DV被害者の女性と子どもたちへの支援では民間の役割が重要であることに行き着きました。

## II 実践の展開

そんな折、「DV防止サポートシステムをつなぐ会」にて一緒に活動していた弁護士がDV被害者の代理人を受けられ、そのサポートを私に依頼されたのです。内容は、被害者が自宅を出て自立する支援をするにあたって、暴力から逃れて女性相談所に保護されても小学校の高学年の男児は児童相談所にと親子が別々の生活になる不安から決心がつかない状況となり、街中にアパート一室を確保したので、民間の支援が必要となりその運営と支援の依頼でした。

これまで、条例策定から一緒に活動をしていた仲間を手伝ってもらいながら、安全を確保すること、調停から裁判までの期間を弁護士と調整を取りながらの支援を手さぐりで行いました。その結果、離婚と自立への支援を進めることができたのです。その頃、国の方策は「DV根絶と保護」が主流でしたが、民間の私たちはこのような支援を経験したので、生活の自立までの支援が被害者にとって重要であることを認識したのです。

2004年6月、「命とところ」を守る支援のために、責任をもって事業を担おうと「NPO法人さんかくナビ」を発足させ理事長に就任しました。その基本理念は、「男女共同参画社会の実現」のために、女性の人権の尊重と女性の自立を目指す。それを阻害する女性への暴力は重大な人権侵害であり、克服すべき重要な課題と捉え、民間ならではの立場で柔軟な対応での解決に向けて事業を進めることとしました。

具体的な取組みは、以下のようなものです。

(1) 拠点の確保 私たちが立ち上がりに苦慮しているところで、これまでに様々な活動に関わってくれた支援者の方が親の所有するビルの2室を貸してくれるように交渉をしてくれました。利便性がよく安全が保てるビルの2階の二部屋を借りることができ、事務所と緊急的な入居者のための部屋に使うことにしました。しかし、シェルター機能を持つ部屋を探すのは大変です。シェルター利用を明らかにできないことで不動産屋と管理者の理解が必要でした。同時に安全が守られる環境も重要です。そこで、弁護士とのネットワークが役にたちました。以前に弁護士と連携してDV被害者を自立まで支援し

た実績が認められて、IDKの部屋を確保することができたのです。

## (2) DV被害者支援の入口と出口

①DV被害者の第一の入口は公的機関の相談窓口です。相談の経過の中で暴力の環境から抜け出るためには保護施設での入居が必要となります。しかし、公的機関の保護が受けられない被害者もいます。相談員もDV被害者への支援の最初の段階で相談の入口があっても、出口としての保護施設の確保に苦心していたので、2006年に民間のシェルター設立に踏み切りました。

その頃は、DV被害者への社会の理解がなく、暴力の環境から抜け出るには女性は相当の覚悟を持って出てきていますから、その覚悟を支えるのが安全で安心して暮らせる環境です。それが第一歩の支援です。その後の生活自立に向けての支援も私たちの民間シェルター活動の大きな目的です。暴力の加害者との関係を離縁することが次の支援となります。法的な仕組みを使いながら加害者との調整は代理人の弁護士と共にいきます。児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、医療機関など専門機関との連携も大きな力になります。これらのネットワークは、条例や基本計画などの策定をする中で私たちのエンパワーメントが認められて繋がった大切な資源です。

2015年3月末までにシェルターから自立していった女性と子どもは118人。しかし、自立をしても地域社会の中で被害の影響から回復した当事者は少なく、自立後の支援も「さんかくナビ」の重要な役割です。家族や親族との関係を断ち切った彼女たちは「さんかくナビ」が実家だとお盆や年末や年始に事務所に帰ってきます。

②もう一つの入口は、民間の相談窓口です。休日や時間の制限がある公的機関だけでは直ぐに逃げたい当事者を支援できない現実が見えてきます。そこで、民間の相談窓口も必要なので休日相談も実施してきました。岡山県からの休日電話相談の委託事業を受けることにしたのも、この体制ができていたのが理由の一つとなりました。

③その後のDV支援事業 DV被害者の女性と子どもの命を預かる事業として行政が責任を担うのが必須であるとの見解から、女性議員との連携を活

II 実践の展開

表1 平成27年度のDV被害者支援の事業（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

事業名	開始	備考（財源など）
男女共同参画事業	15.04	よりそいホットライン事業（中国地域センター）
性暴力の根絶にむけて		性暴力被害者支援体制を考えるプロジェクト
DV被害者支援人材養成事業	11.04	
自立支援事業		カウンセリング・就業アドバイザー（岡山県委託）
相談・アドボケイト活動		随時一般相談・面談、よりそいDV専門ホットライン（岡山県委託）
民間シェルター ステックハウス	05.01	自主財源（一部 赤警市補助金）
サポート コーディネーター	11.07	ステックハウスの（岡山県委託）
ネットワーク	09.04	岡山県女性相談所
啓発		（岡山県委託）
ネットワーク 運営支援		（岡山県委託）
子どものための事業	12.08	全国女性シェルターネットワーク・中四国プロクネット 講師派遣・講演・研修会
デートDV		岡山市民協働事業
他団体との協力		DV被害者自立・セルフグループ支援事業（自主財源） DV被害者の子どもの心の回復 学習支援（岡山県委託） ※デートDV防止プロジェクトに参加 （啓発） 講演会・研修会・講師派遣
		DV防止サポートシステムをつなぐ会、チームこころのケア、バーブネット笠岡、あいネット倉敷、ERネット美作、国際ソロプチミストみまさか

かして県議会で何度も発言をしてもらいました。その結果、NPO法人さんかくナビはシェルター運営の補助金を得ることができたのです。シェルター運営の中から見えてきたこと、被害者の保護だけでなく自立に向けての事業までをしていること、行政ではできない民間ならではの支援の重要性等を、県知事や担当部長と面談のうえ訴え続けて今の事業に繋がっています。

トップとの直接面談は考えをしっかりと持っていないといけないので大変ですが、私のエンパワメントの一要因です。

## 9 更なるエンパワメント

これまでのDV被害者支援活動の原点は全国女性シェルターネットの仲間が開催する「全国シェルターシンポジウム大会」で学んだ情報や知識です。第1回から第10回まで参加するうちに、この大会を岡山で開催することでDVの認識の拡がり関係機関の重要性が確立されて連携が強まり地域が変わるのではと考えるようになりました。全国的な事業の展開が期待されると同時に更なる各種機関との連携への期待も開催の決意となったのです。

行政の担当者、県内の女性議員、弁護士、医師、公的機関の相談員、民間団体のメンバーなどと共に実行委員会を立ち上げて、2008年11月「第11回全国シェルターシンポジウム2008inおかやま」を開催しました。私は実行委員長の大役をつとめました。これまでの大会と違い、参加するDV被害者の方々の安全を確保することや緊急時の対応への準備など、中心となって企画運営しなければなりません。自治体、警察、医師などの協力や、全国の前輩の団体のメンバーに支えられての開催となりました。また、地域の川崎福祉医療大学が会場の提供はもとより、教授、学生たちの協力もあり、私が目指してきた若い人たちへの啓発と連携が実った大会でした。

その後も、このシェルターシンポジウムの全国大会では毎回分科会を担当しており、全国に向けて地域の活動を発信し続けています。この大会の実績が認められて「全国女性シェルターネット」の理事に就任しました。念願だっ



## II 実践の展開

た全国的な活動のスタートになったのです。

このように、岡山地域でDV防止支援のための新たなチャレンジに挑戦していましたところ、それらのことが安心して暮らせる地域づくりの功績と認められて、内閣府の「女性のチャレンジ賞」の受賞ともなりました。内閣府の受賞は、DV根絶と被害者支援が単なる個人的な活動ではなく、安心して暮らせる社会づくりにとって重要な活動であると認められたのだと思います。DVは個人の問題ではなく社会の問題であるということが確立された受賞でした。また、国ではこれまでのDV根絶からDV被害者の保護へ、そして今では若い時からのDV予防教育へ、が進められています。

2005年10月に、全国に先駆けて「デートDV防止プロジェクト」を立ち上げて県内の大学・高校生を対象に教師の協力を得ながら調査研究をしてきました。デートDVについての相談は友人が一番で44.9%、次は母親の5.5%と、父親は残念ながら0.8%の結果が出ています。

2006年10月内閣府のデートDV予防のためのプログラムを岡山県が受託した一部をこのプロジェクトが担いました。ホームページを立ち上げて若者が相談しやすい環境で相談を書き込んでもらい若者の間で相談が進みプロジェクトのメンバーが管理をする事業です。その書き込みの中で、多くのデートDVの実態が見えてきたのです。そんな活動の経験などから、早い内から県内の高校や全国の関係機関などに講演の機会が持てました。

今年度は新居浜市の事業「若い時からのDV防止教育」を国際ソロプチミスト新居浜西が受託して8月から11月間に新居浜市内の高校8校に講演に出かけています。短期間に高校生3,000人を対象にデートDVの話をするのはやり甲斐があります。どこの学校の生徒も始めは関心がなさそうな様子ですが、私の支援活動の中や相談の中での事例を挙げて、被害者の女子や加害者の男子の状況や声を伝えている内に、熱心に聴いているエネルギーを感じて、私もタジタジになることもあります。

## 10 福祉分野に活動を広げて新たな分野に

私たちの、そして私自身の主たる活動の目的である「女性の自立」を目指しDV被害者を支援していく活動の中で見えてきたのは、女性はあらゆる問題を抱えているということでした。

一人ひとりの女性は、「女性と暴力」だけではなく、北京行動綱領の12項目に掲げられているように「女性の貧困」「リプロダクティブヘルツ・ライツ」「女性と労働」などなど、実に沢山の大きな課題を内に抱えているのです。

DV被害者支援活動は女性が抱えている様々な困難な問題を浮き上がらせる一つの活動ですが、女性が抱えるそれらの問題は社会全体の問題でもあります。DV支援だけでは女性が自立するための解決には繋がりにならないと支援の限界を感じています。DV防止保護法は3回の改正がありましたが、「暴力」から保護するという法律の域から進まなかったからです。また、DV被害者支援活動は、財政的にも公的な支援が得られず、支援のための人材の雇用もできずに行き詰まっています。

このような課題を抱えだした折、「社会的包摂サポートセンター」との出会いがありました。「よりそいホットライン事業」への参加です。この事業は、ホームレス・心身の障害者・借金・セクシャルマイノリティー・外国人・被災者・孤立・家族間の問題・自殺他等の相談から解決に向けての支援を地域格差なく、国の事業として予算が組まれているのです。今、私の中ではこの事業がメインストリームになりつつあります。DV被害者支援活動も、被害当事者だけでなくその支援者の人材確保や施設の維持、支援者の生活の安全・安心が守られることも必要だからです。やる気だけではみんなの安心は保証できません。資金の確保は重要な要素だからです。

同時に「よりそいホットライン事業」は、私たちが培ってきた人や機関とのネットワークを役立てられると考えたからです。地域で困難な課題を抱えている住民がその地域で十分な社会資源に繋がるためには、孤立したDV被

## II 実践の展開

害者支援の実績から培ってきた私たちのネットワーク力が役に立つでしょう。様々な専門知識をもった個人・団体・機関との新たな連携を進め、地域の安全・安心、自立を高めていける事業となるように努めたいと思います。

私のエンパワーメントの原点は、自分自身を始めとする女性や社会の中で弱い立場に立たされた人たちが社会の中で自立できることへの強い願いと、新たなネットワークを構築しながら仕事に挑戦できる楽しさではないかと考えています。これからも全国の仲間とともに、健康である限り生涯の活動としてこの挑戦は続けていく覚悟です。

(かいほら・みよこ NPO法人さんかくナビ 理事長)